

災害時における保健医療福祉活動の 推進について



総務企画課

災害時における保健医療分野の役割①



被災者の健康を守り、公衆衛生を確保し、保健医療体制を維持・復旧する。

1 保健医療活動の統括・調整

災害医療体制
の確立・調整

DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、DHEAT（災害危機管理支援チーム）、保健師チーム、日赤、JMAT（日本医師会災害医療チーム）などの保健医療活動チームの派遣調整、活動拠点や避難所での巡回診療、応急処置、初期治療の実施を指揮・調整

医療機関との
連携

既存の医療機関（病院、診療所）が被災した場合の機能維持支援や、被災状況に応じた医療提供体制の再構築、医療資源（医薬品、医療機器、人材など）の融通・調達を調整

傷病者情報の
把握・共有

医療機関や避難所で発生する傷病者の情報を集約し、重症度や搬送先などを把握・共有することで、適切な医療提供とトリアージを支援

2 公衆衛生対策の実施

感染症対策の
実施

避難所での集団生活や衛生環境の悪化による感染症（インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒、デング熱など）の発生・拡大防止のため、感染症サーベイランス、迅速な疫学調査、検体採取・検査、予防啓発、予防接種の実施、消毒作業の指導など

環境衛生の確
保

避難所のトイレ、給水、ゴミ処理、食品衛生などの環境衛生状況を定期的に確認し、改善指導や必要な措置の実施

食品衛生対策

食中毒の予防のため、避難所での炊き出しや配給される食品の衛生管理指導、監視、検査など

災害時における保健医療分野の役割②



3 避難所の健康管理支援

保健師の配置

保健師が避難所を巡回し、被災者の健康状態の確認、健康相談、持病の管理指導、薬の確保支援、乳幼児健診、妊産婦ケアなどの実施を支援

医療・介護 ニーズの把握

避難所における要配慮者の医療・介護ニーズを把握し、必要なサービスへの接続を支援

衛生資材の配 布・指導

マスク、消毒液、石鹸などの衛生資材の配布支援や使用方法の指導

4 精神保健福祉支援

心のケア体制 の構築

災害によるストレスやショックからくる精神的な影響に対し、DPATや精神科医、公認心理師、保健師などによる心のケア体制を構築し、避難所巡回、個別相談、集団カウンセリングなどを実施

対象者の把握 と支援

災害弱者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など）や被災ストレスを抱える人々の状況を把握し、きめ細かに支援

専門機関との 連携

精神的な不調が深刻な場合、専門医療機関への受診を促し、必要な支援につなげる

災害時における保健医療分野の役割③



5 情報収集・情報発信

被災状況・健康被害情報の収集

災害発生直後から、被災地の医療機関、避難所、市町村などから、健康被害や医療ニーズ、衛生状況に関する情報を迅速に収集し、集約・分析します。

正確な情報の提供

住民に対し、健康に関する注意喚起、医療機関情報、心のケアに関する情報など、正確で分かりやすい情報を提供

国・他自治体・関係機関への報告

収集した情報を国（厚生労働省など）や他の関係機関（消防、警察、自衛隊など）と共有し、連携を強化

6 平時からの準備

研修・訓練の実施

災害医療に関する研修、DMAT・DPATの訓練、地域の医療機関との合同訓練などを実施により、職員のスキルアップと連携強化

物資の備蓄

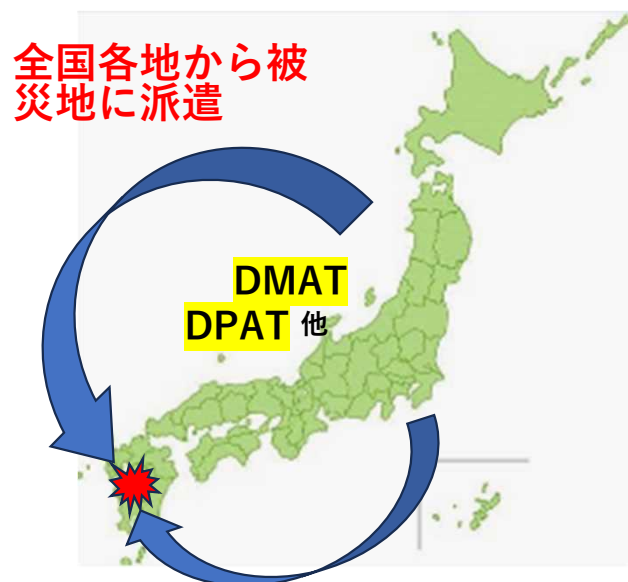
医薬品、医療機器、衛生資材などの災害用備蓄品の確保と管理

関係機関との連携体制構築

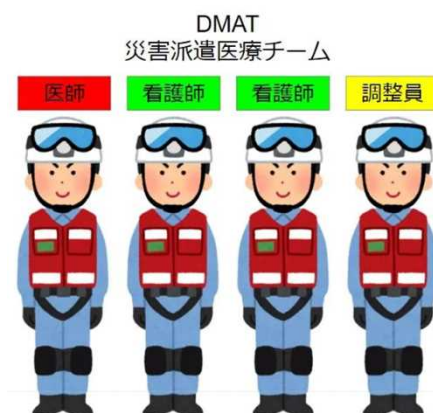
医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、市町村、消防、警察、自衛隊など、あらゆる関係機関との顔の見える関係を築き、連携体制を構築

大規模災害時の保健医療体制の構築（経緯①）

H29.7 国）大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について



熊本地震の初動対応により、全国各地から派遣される医療チーム、保健師チーム等（保健医療活動チーム）の情報共有に対する課題が指摘され、被災地に派遣される各チームを全体として調整する保健医療福祉調整本部の設置が求められた。



R4.7 国）大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について

令和3年防災基本計画にDWAT（災害派遣福祉チーム）の整備が追加され、保健医療のみでは福祉分野の対応ができず、保健・医療・福祉の連携が重要であるとされた。

大規模災害時の保健医療体制の構築（経緯②）



R4.11 県）宮崎県保健医療福祉調整本部設置要綱
施行

R6.7 小林保健所）西諸地域保健医療福祉調整本部に係る暫定的指針 策定

R7.3 国）大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について

現在 県）宮崎県保健医療福祉調整本部ガイドライン 作成中

小林保健所）暫定的指針の改正へ



宮崎県保健医療福祉調整本部

本部長:福祉保健部長

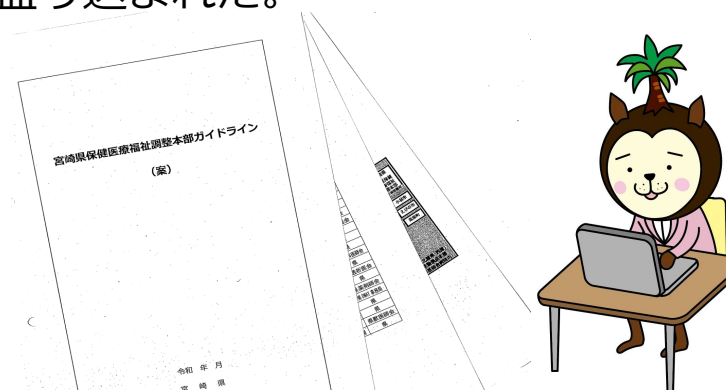


地域保健医療福祉調整本部

本部長:各保健所長

情報共有
要請／支援

能登半島地震を踏まえ、改めて保健・医療・福祉支援の体制・連携の強化が指摘され、各種情報システムを活用した情報の集約・可視化などが盛り込まれた。

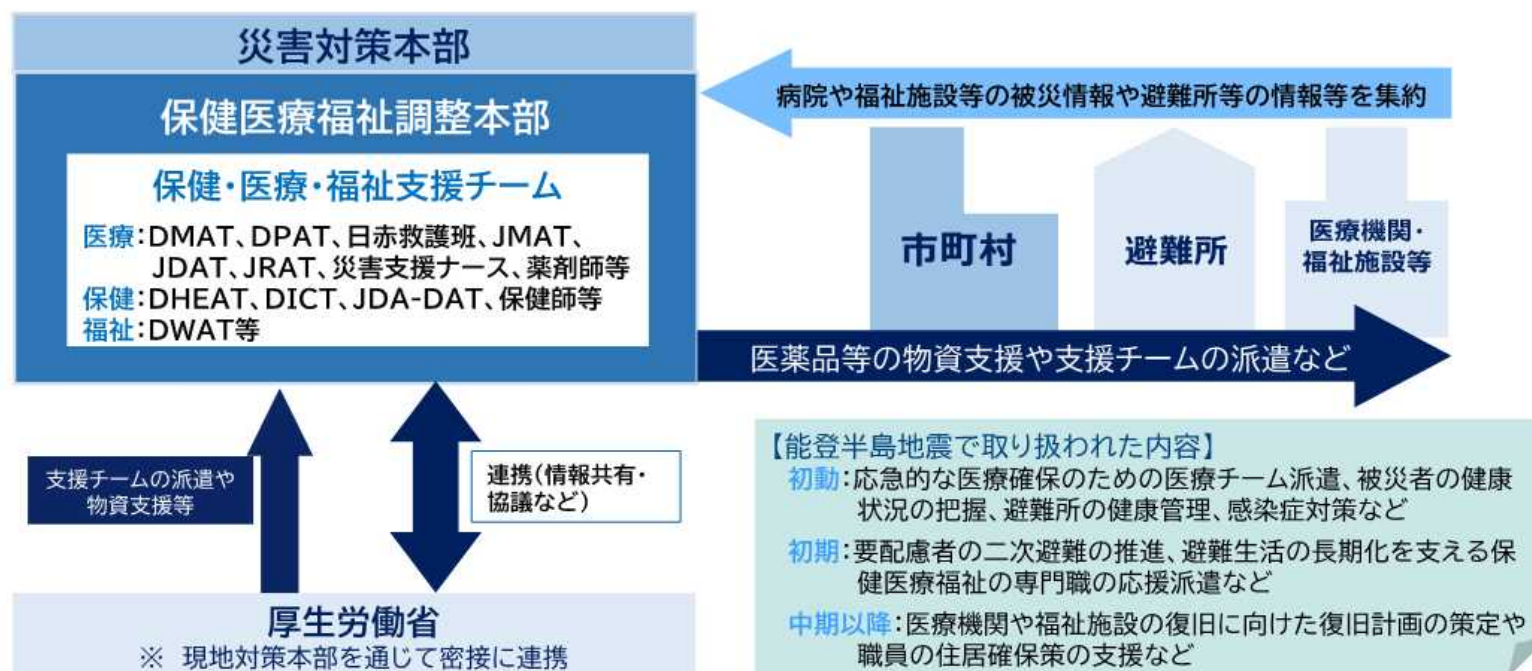


保健医療福祉調整本部

都道府県保健医療福祉調整本部を通じた震災対応

概要

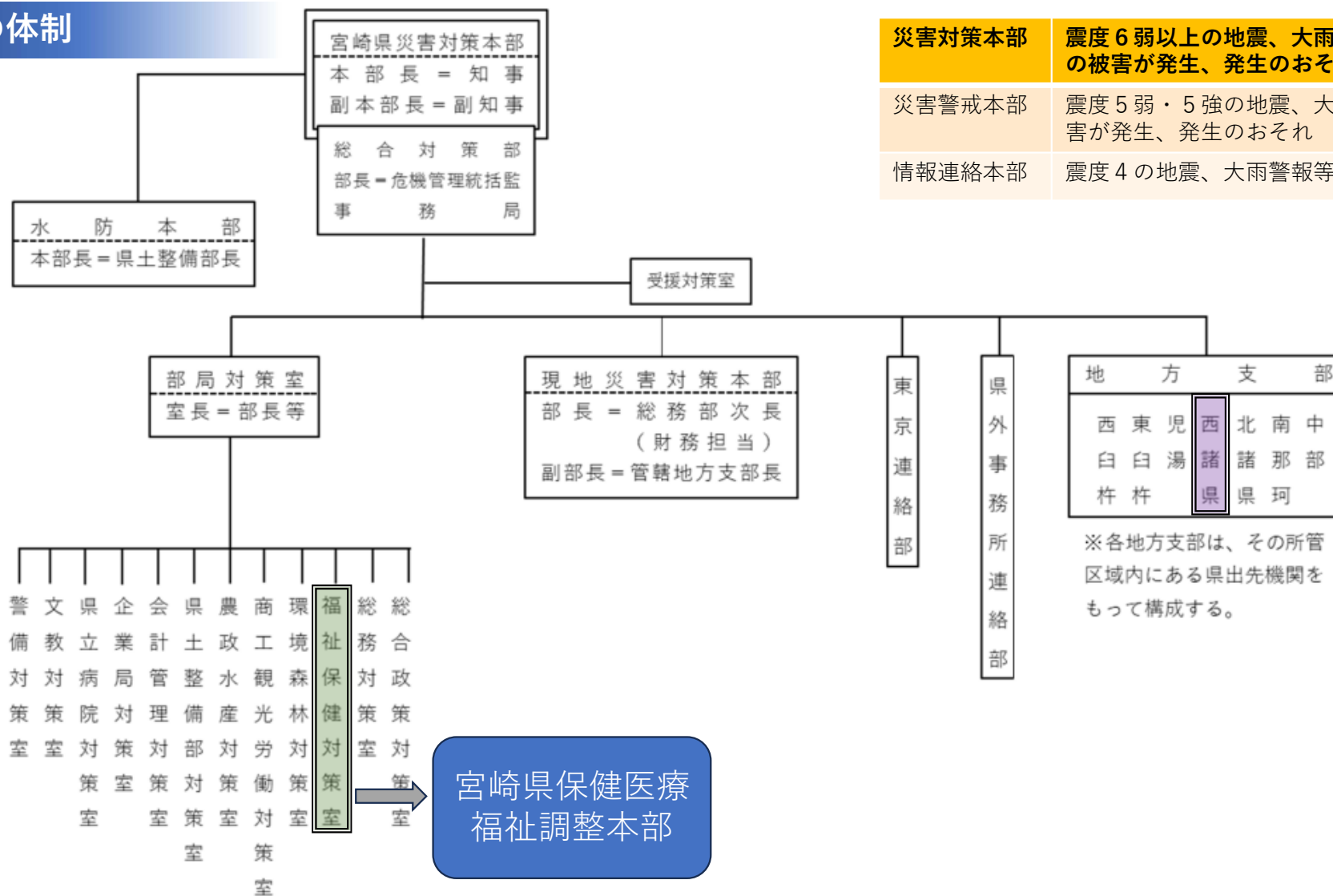
- 大規模災害時には、都道府県に災害対策本部の下に、医療・保健・福祉支援の司令塔である「保健医療福祉調整本部」を設置し、関係機関との連携、情報収集・分析、保健医療活動チームの派遣調整等を一元的に実施。
- ※ 能登半島地震においては、石川県が保健医療福祉調整本部を設置。本部会議を計34回開催し、情報分析や対応方針の策定などを実施。



R7.1.21令和6年度健康危機における保健活動推進会議資料「災害時の保健医療福祉に関する横断的な支援体制の構築について」（厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機感値対策室室長補佐）

本県の災害時の体制

本庁の体制

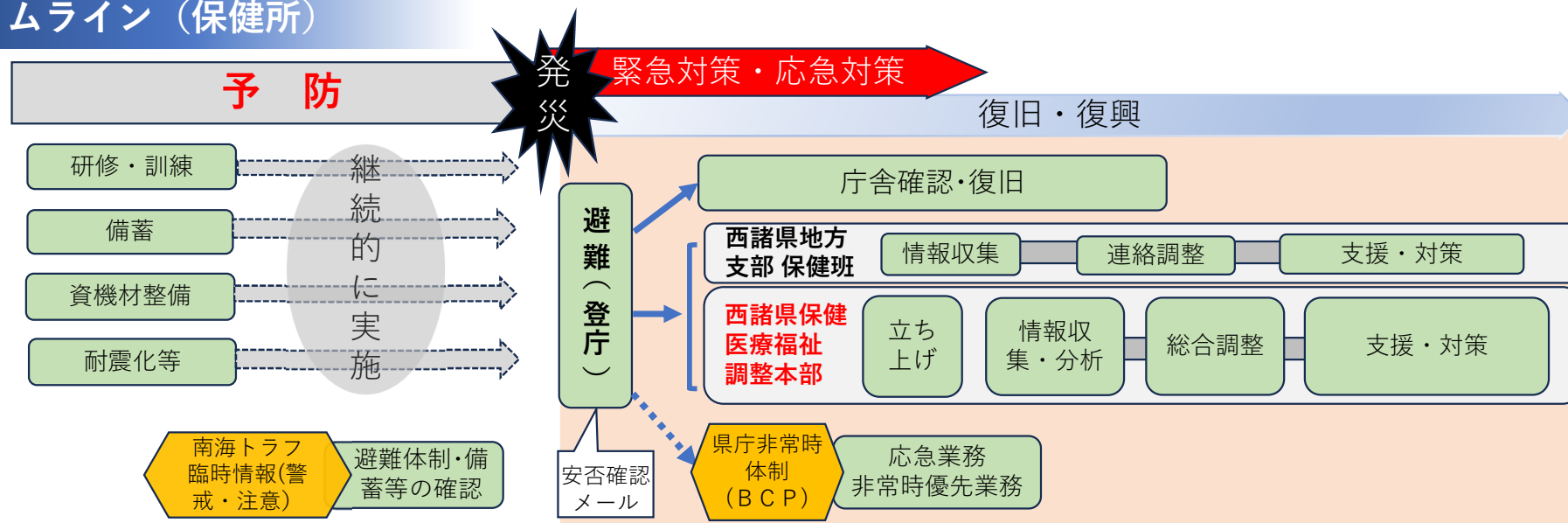


宮崎県保健医療福祉調整本部

設置基準・体制

県 保健医療福祉調整本部	・県災害対策本部が設置される場合又は福祉保健部長が必要と認める場合	本部長：福祉保健部長 副本部長：福祉保健部次長 構成員：災害医療コーディネーター、関係機関リエゾン、本庁各課
地域 保健医療福祉調整本部 （西諸地域医療福祉調整本部）	・県災害対策本部が設置される場合で、かつ地方支部事務局の全員参集となる場合（管内で震度6弱以上など） ・本部長が必要と認める場合	地域本部長：保健所長 地域副本部長：保健所次長 構成員：災害医療コーディネーター、関係機関リエゾン、保健所職員

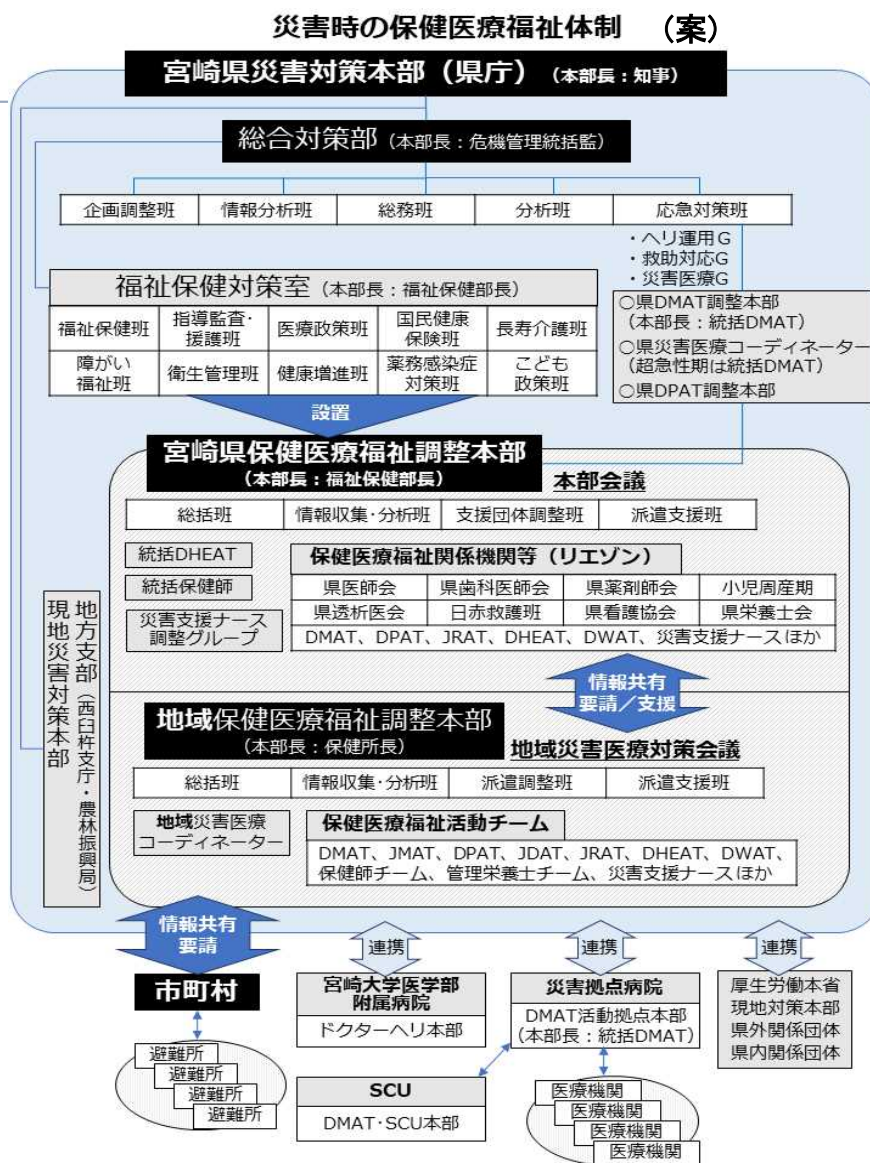
タイムライン（保健所）



宮崎県保健医療福祉調整本部



体制（案）

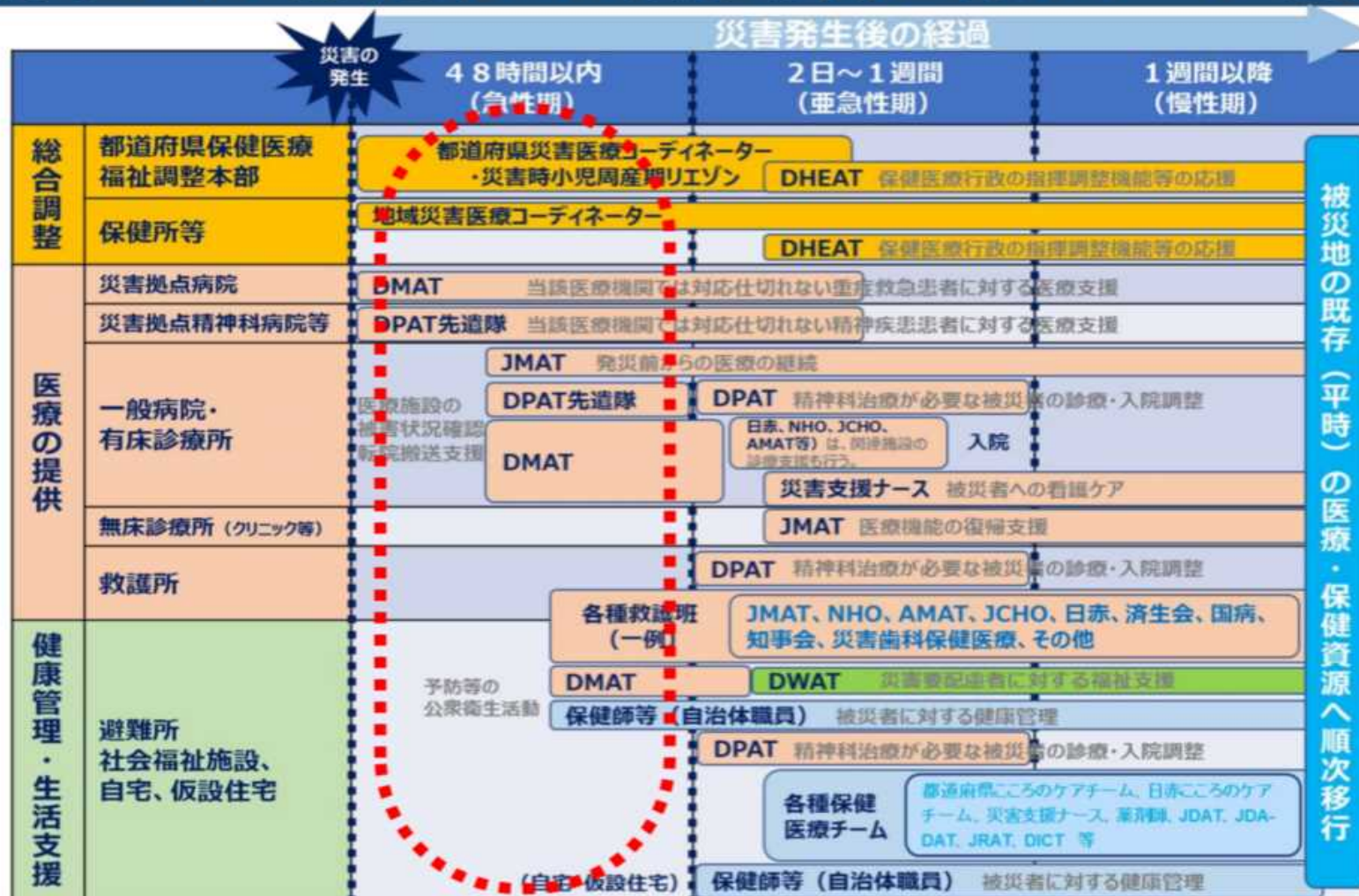


この図は、現在作成中の県保健医療福祉調整本部ガイドラインにより、公式に示される。

※ DMAT調整本部は、急性期（発災後概ね72時間以内）は災害対策本部総合対策部内にて活動し、亜急性期以降は保健医療福祉調整本部の指揮下にて活動を行う。

保健医療福祉調整本部

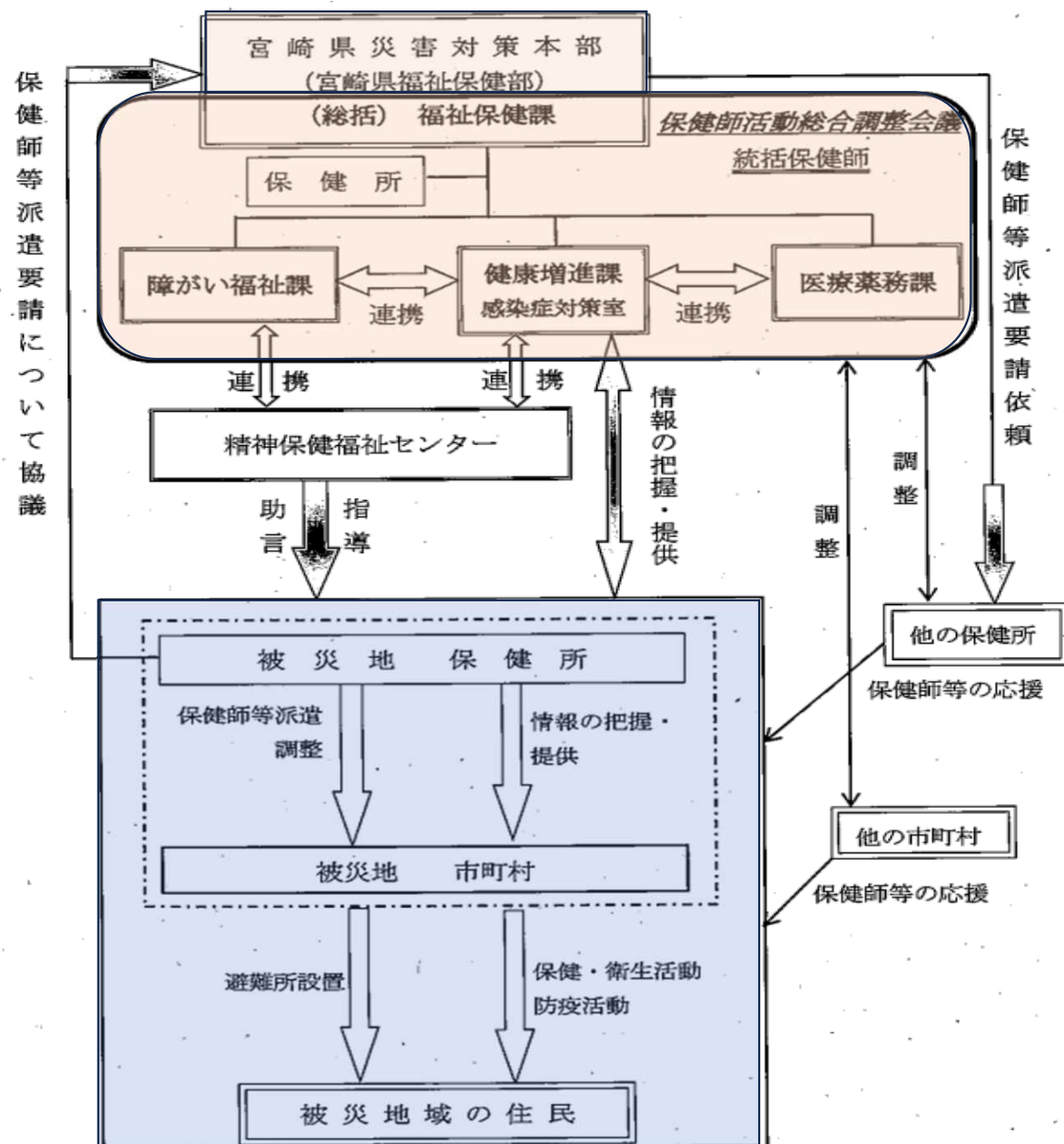
災害時における被災地外からの保健医療福祉に関わるチーム（例）



R7.1.21令和6年度健康危機における保健活動推進会議資料「災害時の保健医療福祉に関する横断的な支援体制の構築について」（厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機感値対策室室長補佐）

保健師活動

災害時の保健師活動及び 保健師等の支援体制

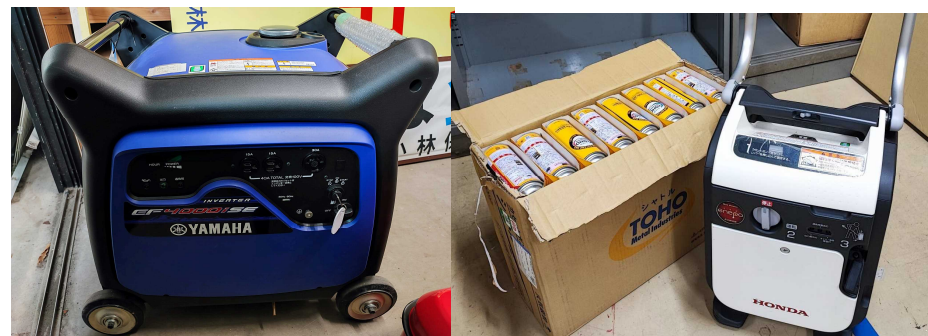


① 訓練実施・研修参加（令和6年度～）

- ・ 地震防災災害図上訓練参加 R6.10.12
- ・ DHEAT基礎研修参加 R7.1.29
- ・ 災害医療コーディネート研修参加 R7.2.9
- ・ 保健医療福祉調整本部関係者会議参加 R7.5.8
- ・ 災害医療コーディネート研修参加 R7.7.6

② 停電時の電源確保

- ・ ポータブル発電機の配備（令和5年度）
- ・ 非常用電源施設の整備（令和6年度）



ポータブル発電機
（左：ガソリン式、右：ガスボンベ式）



非常用電源施設

定格容量 160kW
燃 料 軽油（タンク貯蔵最大量 3,000L）
使用時間 約72時間（標準的な使用による）
使用方法 九州電力からの送電遮断を検知してから数秒経過後（5～10秒程度）、自動的に稼働し、電気設備が利用可能。また、九州電力からの送電が復電した際は、自動的に停止

今後の取組

① 規程の更新、整理

- ・ 県保健医療福祉調整本部ガイドラインに即した西諸地域保健医療福祉調整本部に係る暫定的指針の見直し
- ・ 西諸地域災害時保健師活動マニュアルの改正
- ・ 南海トラフ臨時情報の対応を含め、保健所初動対応マニュアルの改正

② 訓練の充実、研修への参加

- ・ 保健所での職員研修の実施
- ・ 管内医療機関と連携したEMIS(広域災害・救急医療情報システム)研修の実施
- ・ その他各種研修への積極的な参加

③ 備蓄の充実・啓発

- ・ 保健所の必要物品の洗い出しと優先順位に基づく計画的な整備
- ・ 管内給食施設における備蓄、マニュアル整備状況等を把握し、研修会の開催等により啓発

④ 避難行動要支援者の個別避難計画策定の支援

- ・ 医療的ケア児について1事例作成

